

令和5年9月

お客さま各位

八幡信用金庫

インボイス制度に向けた当金庫の対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日より消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。当金庫は適格請求書発行事業者として登録を受けておりますので、お客様が当金庫とのお取引にあたって、お支払いいただきました各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫が交付いたします適格請求書（インボイス）に基づいて仕入税額控除を受けることができます。

当金庫の主なインボイス制度対応を下記のとおりご案内しますのでご確認をお願いいたします。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号：T7200005010819

2. 当金庫が発行するインボイス（適格請求書）

①インターネットバンキング、口座振替等でお支払いいただく各種手数料については、「インボイス管理票」等を、お客さまのご請求に応じて発行いたします。

②営業店窓口でお支払いいただく各種手数料については、「領収書」等を発行いたします。

3. ATMでのお取引について

ATMでのお取引において発生する手数料は、原則として3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等（自動販売機特例）」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入控除を受けることが可能です。従いまして、ATMから出力される「お取引明細書」等については、インボイス制度に対応する様式改定は実施いたしませんので、ご了承ください。

4. 当金庫に対するインボイスのご提出について

当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）をお支払いする場合、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けているときは、当金庫に対してインボイスの提出をお願いいたします。

詳細につきましては、お取引店舗までお問い合わせください。

以上